

番号	請求日	公開請求の内容 (※ほぼ原文通り)	決定日	決定の種類	決定の理由等	異議申立日
1	平成23年8月17日	<p>1. 枚方市地名Q地番fの土地について、昭和47年10月9日付大阪府との土地境界確定協議書添付図面とその後の地積測量図では南北1.56mの誤差がある。その理由</p> <p>2. 大阪府が昭和23年5月19日誤謬訂正した枚方市地名Q地番aと昭和38年1月19日の分筆及び昭和49年11月18日の分筆図に誤差がある。上記2点の理由を書類で説明必要</p>	平成23年8月30日	部分公開	<p>【対象文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分筆及び地積更正登記嘱託について(伺い) ・地図及び登記内容の解析 ・地積誤謬訂正申請 <p>【公開しないことと決定した部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者の印影 ・個人所有の土地の経緯等、個人の印影、個人所有の土地の賃賃価格等 <p>【公開しない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第8条第1項第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、個人事業者の印影が記録されており、これを公にすることにより、当該個人事業者の取引の安全を害するなど当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 ・条例第9条第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、個人の印影等が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であり、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。 	平成23年11月1日

番号	請求日	公開請求の内容 (※ほぼ原文通り)	決定日	決定の種類	決定の理由等	異議申立日
2	平成23年9月16日	<p>1 昭和23年1月21日大阪府はC氏より枚方市地名R地番aを購入したとして、昭和42年6月16日大阪地方裁判所へ不動産仮処分命令申請しております。(平成23年9月5日大阪府が提出した書類では昭和23年5月24日購入と記載)ところが、C氏は昭和23年5月19日地名O(地名R第51号図)にある地番aと地番Iの地積誤謬訂正した後合筆しています。従って地番aは地名P第57号図にある当方所有の地番bの北では隣接しないものである。地名Oにある土地がどのようにして地名P第57号図にある当方地番bに隣接することになったのか、証明できる文書を提出されたい。</p> <p>2 昭和38年1月19日大阪府が地番aから地番fを分筆した分筆図にも、所在が地名Oになっています。更に昭和38年1月19日の分筆実測量図はどの地積測量図とも方角及び形状が異なります。従って地名P第57号図にある当方の土地の北では隣接しないと確信しているが、大阪府が隣接すると主張するならばどの位置で隣接するのか証明できる文書を提出されたい。</p> <p>3 昭和47年大阪府は、『B氏が裁判を取り下げ係争地を大阪府から借地として借りてくれたら、他の部分も含め1年内に半額で払い下げる。』旨の約束をしたので裁判を取り下げ、同年10月9日土地境界確定協議書を取り交わしました。</p> <p>しかし、昭和47年12月27日付土地賃貸借契約書添付の地積測量図(昭和47年11月1日作製)は昭和47年10月9日付土地境界確定協議書添付平面図より係争地部分の南北で1.56m長くなっており、借地面積が20㎡以上大きくなっていることを知らずに平成18年11月30日借地部分を大阪府から購入しました。</p> <p>平成23年8月17日大阪府に行政文書公開請求及び個人情報開示請求を行いました。係争地部分の南北で1.56m長くなっている理由等の説明がありません。早急に文書にて経過説明して下さい。</p> <p>4 昭和47年11月1日作製の地積測量図と昭和49年8月29日作製の地積測量図とは完全に一致するが、昭和49年8月29日作製には地積更正の記載がある。地積更正はどの部分であるのか、隣地の同意をとった証明書類を提出されたい。</p> <p>5 平成13年2月23日大阪府が地番fの分筆及び地番dの地積更生を申請するにあたり、土地家屋調査士に業務委託しております。</p> <p>土地家屋調査士が『地図及び登記内容の解析』の②において『大阪法務局枚方出張所管内においては、地図混乱地において地図訂正を経ず分筆、地積更生登記を行う手法として「枚方方式」(公図上は隣接するが現況は隣接しない土地の所有者からその事実を証する書面…不隣接証明…を徴し登記申請書に添付する)なるものが確立している。』としており、本来公図上隣接している地番m、地番n、地番o及び地番p及び地番qから不隣接証明をとり、地番dが地名Oに存在しない理由としているが、地番f及び地番dの隣地は上記5筆のみに非ず。</p> <p>なお、地番dが当方所有の地番bに隣接するのであれば地積更正には隣地の同意が必要であるが、同意なしに地積更正したのであれば、書類不備であり公文書偽造とも考えられるので、「枚方方式」の存在の有無を含めて回答願います。</p> <p>6 平成15年5月27日法人Kへ売却するにあたり、境界杭の位置確認はどのようにしたのか？平成23年9月5日大阪府から入手した境界杭の写真は平成12年度に撮影した分が11枚、平成16年1月15日撮影分(K-16)が1枚存在するが、平成16年1月15日撮影分の位置が不明である、説明願います。</p>	平成23年9月30日	部分公開	<p>【対象文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地境界確定協議書 ・地図及び登記内容の解析 ・分筆及び地積更正登記嘱託について(伺い) ・元府有施設敷地多角境界点網図 ・境界等に関する詳細にわたる書類 ・現場写真 <p>【公開しないことと決定した部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者の印影 ・個人の印影、肖像 ・個人所有の土地の経緯等、個人所有の土地の賃貸価格等 ・境界等に関する詳細にわたる書類 <p>【公開しない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第8条第1項第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、個人事業者の印影が記録されており、これを公にすることにより、当該個人事業者の取引の安全を害するなど当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 ・条例第9条第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、個人の印影等が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。 	平成23年11月25日

番号	請求日	公開請求の内容 (※ほぼ原文通り)	決定日	決定 の 種類		異議申立日
3	平成24年1月11日	昭和49年11月頃枚方市地名Q地番fの分筆登記をするにあたり起案した文書及び添付図面	平成24年1月25日	公開	【対象文書】 ・枚方市地名Q地番f、地番d、地番h、地番iの地積測量図 ・枚方市地名Q地番f、地番d、地番h、地番iの土地所在図	平成24年1月30日

【答申別紙4】「証人調書」について、実施機関が非公開とした部分のうち、条例第9条第1号により非公開とすることができるかと判断された箇所

本件決定1のうち、以下に記載する箇所を除いては公開することが妥当である。

ページ	条例第9条第1号により非公開とすることができるかと判断された箇所
1 枚目	2 行目記載の証人の住所、3 行目記載の証人の氏名、4 行目記載の証人の年齢、5 行目記載の証人の職業、7 行目記載の原告の氏名、10 行目記載の個人の氏名
2 枚目	2 行目・7 行目・10 行目・11 行目記載の個人の氏名、9 行目・11 行目記載の個人が特定されうる情報
3 枚目	1 行目・2 行目・5 行目・7 行目記載の個人の氏名、4 行目・5 行目記載の個人が特定されうる情報
4 枚目	1 行目・2 行目・9 行目記載の個人の氏名、6 行目記載の個人が特定されうる情報
5 枚目	2 行目・12 行目記載の個人が特定されうる情報
6 枚目	1 行目記載の個人が特定されうる情報、10 行目・11 行目・12 行目記載の個人の氏名、欄外のインデックス記載の証人の氏名
7 枚目	1 行目・3 行目記載の個人が特定されうる情報、3 行目記載の個人の氏名、欄外のインデックス記載の証人の氏名
8 枚目	8 行目記載の個人が特定されうる情報、欄外のインデックス記載の証人の氏名
9 枚目	5 行目・6 行目記載の個人の氏名、欄外のインデックス記載の証人の氏名
10 枚目	4 行目・6 行目記載の個人の氏名
11 枚目	4 行目・5 行目・8 行目・11 行目記載の個人が特定されうる情報、6 行目記載の個人の氏名
12 枚目	1 行目・3 行目・6 行目記載の個人が特定されうる情報